

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>この業務は、環境放射線モニタリングシステムについて、調達時における仕様、性能及び精度を維持し、信頼性のある放射線量測定を継続して実施するために行うものである。</p> <p>業務においては、空間放射線量の測定（モニタリングポスト）及びその測定記録である放射線量率データの保存・伝送（データ転送装置）を一体として管理すること及び機器類の故障や異常時にも迅速に対応することが必要である。このため、モニタリングポスト及びデータ転送装置の管理に必要な詳細情報（機器の構造、測定器の回路、校正パラメータ等）や設定技術を持った者でなければならない。</p> <p>平成23年度及び平成25年度に当該業務を行うためのシステム構築を行った。当該システムは、（株）日立製作所（旧日立アロカメディカル株式会社）により独自に構築された、モニタリングポスト、データ送信機器及びソフトウェアが一体となったシステムである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>管理に必要な詳細情報（機器の構造、測定器の回路、校正パラメータ等）やソフトウェアの設定技術は製造メーカーのみが持ち得るものである。</p> <p>従って、システムの正常動作等の確認及び運用中の不具合に対する速やかなプログラムの修正をすることができるため、来年度の当該業務を確実に履行できるのは、（株）日立製作所から権利義務を承継したアロカ（株）のみとなる。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。